

# 横 芝 光 町

# 東町区自主防災会

## 目次

1. 横芝光町東町区自主防災会規約
2. 横芝光町東町区自主防災会組織図
3. 防災資機材一覧表
4. 「非常時に備え、非常持出品・備蓄品の準備をしましょう」

平成26年4月20日 制定

# 横芝光町東町区自主防災会規約

## (組織及び名称)

第1条 この会は、横芝光町東町区防災会(以下「本会」という。)と称し、東町区内にある世帯をもって構成する。

## (目的)

第2条 本会は、地域内住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他災害(「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出・救護及び避難誘導等の応急対策に関すること
- (4) 防災訓練の実施に関すること
- (5) 防災資機材などの備蓄に関すること
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

## (役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長は、区長をもって充てる。
- 2 副会長は2名とし、区長代理をもって充てる。
- 3 幹事は、次に掲げる者をもって充て、総務班、防災班、救援班の組織の代表としてその職務を行うこととする。

- (1) 区執行部庶務
- (2) 区執行部会計
- (3) 組長6名
- (4) 民生委員3名
- (5) 防犯指導員3名
- (6) 社協東町区分会代表3名
- (7) 東町消防団代表3名

## (役員の仕事)

第5条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会を統括し、地震等の発生における応急対策活動の指

揮命令を行うとともに会務の運営にあたる。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行うとともに会務の運営にあたる。

(3) 幹事は、役員 of 構成員となり会務の運営にあたる。

(4) 総務班は、各班の状況把握及び指揮命令を伝達するとともに、避難・防犯対策等の総合調整にあたる。

(5) 防災班は、避難誘導及び救出援助等にあたる。

(6) 救護班は、避難所の援助にあたる。

#### (役員 of 任期)

第6条 役員 of 任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補充役員 of 任期は、前任者 of 残任期間とする。

2 役員は再任することができる。

#### (会 議)

第7条 会議は、総会及び役員会とする。

#### (総 会)

第8条 総会は、全会員をもって構成し、会長が必要と認めた時に開催する。

2 総会は、東町区定期総会 of 開催をもってこれに代えることができる。

3 総会は、会長が招集する。

#### (役員会)

第9条 役員会は、全役員をもって構成し、会長が必要に応じ召集する。

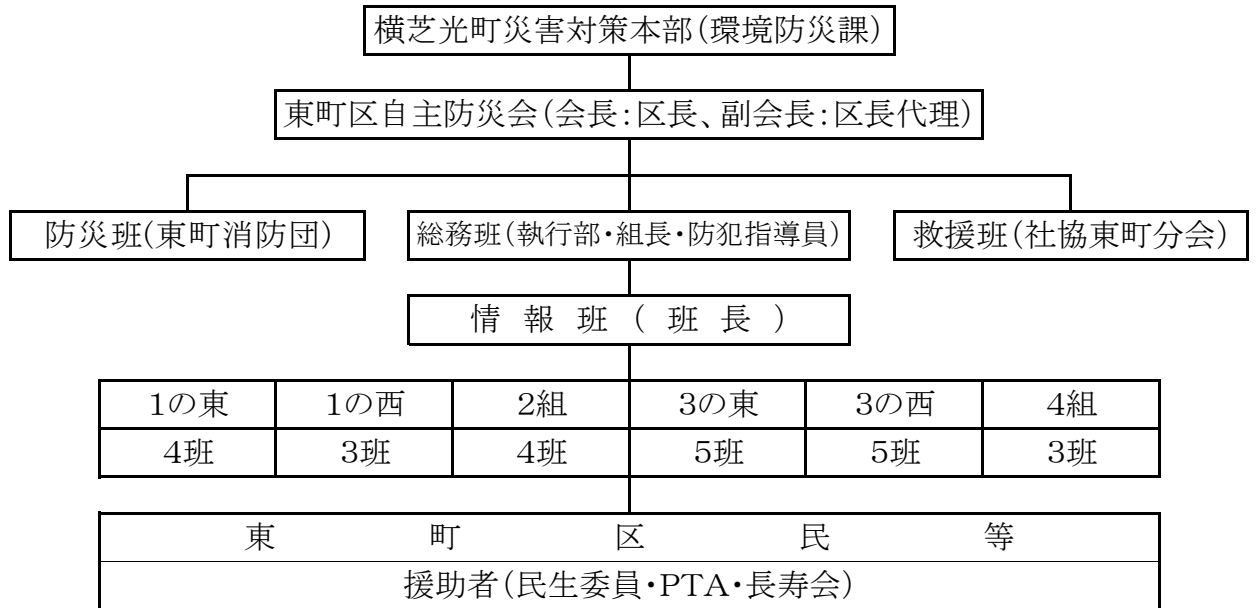
#### (その他)

第10条 この会則に定めるもののほか本会 of 運営に関する事項については、会長が役員会に諮りこれを定める。

#### 附 則

1 この会則は、平成26年4月20日から施行する。

# 横芝光町東町区自主防災会組織図



■緊急連絡先	防災関係機関	横芝光町災害対策本部	(84) 1211
		山武警察署	0475(82) 0110
		横芝光消防署	(80) 0119
■避難所	東町共同利用施設(一時避難場所)		
	横芝小学校(広域避難場所)		
	旧横芝第2保育所		
■役割分担	◎会長・副会長 ・東町区自主防災会を統括する。 ・町の災害対策本部、防災関係機関と連絡調整を行い協力体制をとる。 ◎総務班(区執行部庶務・会計及び各組長、防犯指導員) ・各班の状況を把握する。 ・各班へ指揮命令を伝達する。 ・避難・防犯対策等の総合調整を図る。 ◎情報班 ・班員の被災情報等を収集し、総務班へ報告する。 ・東町区の指揮命令、避難対策等を班員に伝達する。 ◎救護班 ・住民の避難場所への誘導及び避難所での給食接待に当たる。 ◎防災班(東町消防団) ・避難誘導、救出救援等にあたる。		◇防災関係機関 ◎消防団分団 ・災害の警戒及び鎮圧 ・住民の救助及び救護 ・防災用資機材の管理・点検 ◎交通安全協会支部 ・避難誘導 ◎防犯協会支部 ・防犯及び警備  ※横芝光町災害対策本部と連絡調整のうえ自主防災会と協力体制をとる。
	■避難の要領 ①避難勧告などの発令による避難の場合は、各班単位に行動する。 ②班長は班員の避難人員の掌握に努め、状況を随時、総務班へ報告する。 ③お年寄りや病人などの要援護者に十分配慮する。 ④逃げ遅れや行方不明などがある場合は、他の班と連携し安否の確認に努める。		
■日頃の備え ①災害の発生に備え、家庭内で必要な飲料水などの備蓄を行っておく。 ※飲料水は、1人1日3リットルとして3日分の備蓄が目安となる。 ②家庭内で、避難場所の確認や防災用具の置き場所など確認しておく。			

横芝光町東町区自主防災会役員名簿及び役割分担

平成25年 月 日現在

役員名		氏名	電話番号	分担世帯数	役割分担															
会長（区長）																				
①副会長（区長代理）																				
総務班																				
小計																				
②副会長（区長代理）																				
総務班																				
小計																				
総計																				

備考	横芝光町災害対策本部(環境防災課) 電話 (84)1211
	自主防災会災害対策本部(東町会館) 会長 電話

